第 5119 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2014年)平成26年12月 2日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 寄与分と特別受益

Q：民法に寄与分と特別受益という制度があるそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

①寄与分

共同相続人の中に、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者があるときには、相続財産からその者の寄与した部分を控除したものを相続財産とみなして相続分を算定し、その算定された相続分に寄与部分を加えたものをその者の相続分とすることによって、共同相続人間の均衡を図ろうとする規定があります。これを寄与分をいいます。寄与分として認められる要件としては、次のものがあります。

・特別の寄与行為であること
・被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法によるものであること
・その結果、被相続人の財産の維持又は増加があったこと

②特別受益

特別受益とは、共同相続人の中に生前贈与や遺贈受けた者がいる場合に、その特別受益を相続財産に持ち戻したものを相続財産とみなして、これによって算定される相続分の中から特別受益の価額を控除した残額を特別受益者の相続分とする制度です。